

ごみ中間処理施設整備事業
環境影響予測評価実施計画書
説明会



平成28年12月
厚木市

説明内容

環境影響評価の手の続の流れ
及び実施計画書の説明会の位置付け
対象事業の必要性と目的
対象事業の概要
工事計画
環境保全対策
環境影響評価
実施計画書の縦覧及び環境の保全上の
見地からの実施計画意見書の提出について

環境影響評価の手続の流れ 及び実施計画書の説明会の位置付け

「あらし」 p.1

【実施計画書の手続】

- ・実施計画書の作成
- ・実施計画書の公告・縦覧
- ・実施計画書の説明会

[実施計画書の手続]

公告日：平成28年11月22日（火）
縦覧及び意見書の提出期間：
平成28年11月22日（火）
～平成28年12月21日（水）

- ・調査・予測・評価の実施

【予測評価書案の手続】

- ・予測評価書案の作成
- ・予測評価書案の公告・縦覧 **（平成30年8月頃予定）**
- ・予測評価書案の説明会
- ・意見・見解書の公告・縦覧
- ・予測評価書の作成
- ・予測評価書の公告・縦覧 **（平成31年9月頃予定）**

事業着手

2

対象事業の必要性と目的

「あらし」 p.2

厚木市、愛川町及び清川村（以下「構成市町村」という。）の可燃ごみを焼却処理している厚木市環境センターは、昭和62年竣工のため、施設の老朽化が進み、更新が必要な状況となっています。

このため、厚木市では、最新の技術を採用した安全性・安定性を備えた経済的な新たな廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、以下「計画施設」という。）を建設し、ごみの適正処理や循環型社会形成に寄与することを目的として、本事業を実施します。

3

対象事業の概要

実施区域の位置



4

対象事業の概要

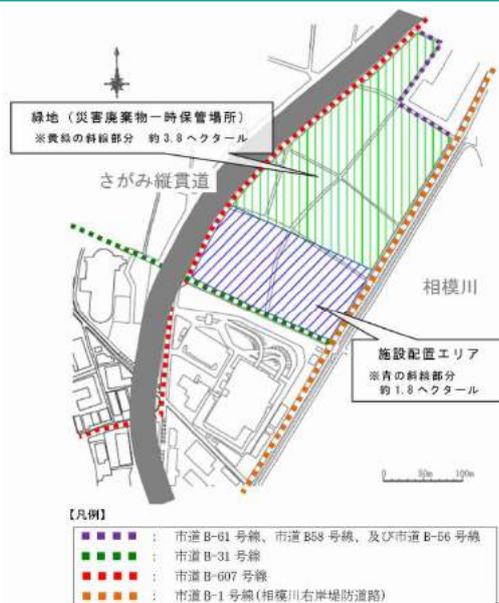
「あらし」 p.2

実施区域

- ・実施区域の面積：約5.6ヘクタール



凡例
：実施区域



5

対象事業の概要

「あらし」 p.2

項目	内容	
ごみ焼却施設	処理能力	273 t / 日 (年間処理量 : 66,448 t)
	焼却方式	ストーカ方式
	炉構成	2 炉
	ごみピット容量	約9,950m ³ (施設規模の7日分、単位容積重量 : 0.1922 t / m ³)
	煙突の高さ	59m (今後、排ガス拡散効果の検証、景観とのバランスを考慮して決定)
	発電効率	17%以上
	余熱利用	施設内利用の余剰分は、発電及び余熱利用施設への熱供給を行う。
処理大規模	主要設備の基本仕様(項目)	(1) 受入供給設備、(2) 燃焼設備、(3) 排ガス冷却設備、(4) 排ガス処理設備、(5) 余熱利用設備、(6) 通風設備、(7) 灰出し設備、(8) 給水設備、(9) 排水処理設備、(10) 受電設備、(11) 計装設備、(12) 雑設備
	処理能力	20 t / 日 (年間処理量 : 3,791 t)
緑地	主要設備の基本仕様(項目)	(1) 受入供給設備、(2) 破碎設備、(3) 搬送設備、(4) 選別設備、(5) 貯留搬出設備、(6) 集じん設備、(7) 給水設備、(8) 排水処理設備、(9) 電気設備、(10) 計装設備、(11) 雑設備
	緑地	構成市町村の災害廃棄物の一時保管場所

6

工事計画

「あらし」 p.3

工事工程

- ・環境影響評価の手続が終了した後に工事着手します。
- ・工事期間(土地造成、建設工事等)は、着手後、おおむね4年半を予定しています。

主な工事等	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
施設建設工事		→			
稼動					→

地質調査・土地造成・施設実施設計・建設工事及び特別高圧送電線工事

7

工事計画

「あらし」 p.3

工事概要

- ・工事の主な工種は、実施区域を約2mかさ上げする造成工事、建設工事及び特別高圧送電線工事（電力会社が実施）が挙げられます。

主な工事等		工事概要
	造成工事	現状が水田であり、相模川に隣接しているため、浸水対策を目的に実施区域を約2mかさ上げします。盛土に使用する土はダンプトラックにより搬入します。 また、今後実施する地質調査の結果によっては、現況地盤の軟弱地盤対策工事を実施した上で、盛土工事を行い、盛土工事完了後、盛土部分の整地を行い、その後、法面・擁壁、雨水排水側溝等の工事を行います。
施設 本 体 工 事	施設建設 工事	工場棟及び煙突等の建築工事は、クレーンによる鉄骨工事及び鉄筋の組立工事を行い、コンクリートの打設や軽量気泡コンクリート（ALC）の貼付を行います。 また、これに並行して順次プラント工事を実施します。プラント機器の搬入は、トラックにて行き、組立て・据付はクレーン等を用いて行います。
	掘削工事	ごみピット及び排水貯留槽等の掘削工事に当たっては、遮水性の高い土留工法等を採用します。なお、掘削時には、必要に応じてウェルポイント工法等により地下水位を低下させて工事を実施します。 また、掘削工事によって発生した掘削土は、実施区域内で再利用を図るため、建設発生土は発生しません。

8

環境保全対策

「あらし」 p.3

工事中の主な環境保全対策（1）

項目	主な内容
大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の裸地等には適宜散水、場内に制限速度を設ける、実施区域の出口にタイヤ洗浄ピット等を設けることにより、粉じんの発生防止・飛散抑制に努めます。 ・資材の搬出入に際しては、工事用車両の運行経路の限定、安全走行、シートによる荷台のカバー等により荷台からの土砂の落下防止及び粉じんの飛散防止に努めます。 ・工事に際しては、排出ガス対策型建設機械を採用、ドライバーへの安全教育を徹底します。
水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> ・実施区域内に沈砂池等を設け、雨水等を一旦貯留し濁水の土砂を沈降させた後、上澄みを放流します。
騒音 ・ 振動	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低騒音・低振動型の使用に努め、作業が集中しないよう作業量の平準化に努めます。 ・工事用車両が一般道を走行する際には、運行経路等を十分検討し、車両の整備・点検・積載重量について配慮します。また、規制速度を遵守するようドライバーに周知・徹底します。 ・工事用車両が集中しないよう作業量の平準化に努めます。

9

環境保全対策

「あらし」 p.3

工事中の主な環境保全対策（２）

項目	主な内容
廃棄物	・工事に発生する産業廃棄物について、資材等への再利用が可能なものについては、再利用・再資源化に努めます。
植物・動物 ・生態系	・工事に新たに注目すべき生物が確認された場合は、可能な限り保全に努めます。
文化財	・工事に新たに文化財等が発見された場合は、速やかに関係機関と協議し、適切な措置を講じます。
レクリエーション資源	・工事用車両の運行経路は、レクリエーション施設へのアクセス道路を極力回避するよう運行計画に配慮します。また、アクセス道路と重複する区間は、ドライバーへの周知を徹底します。

10

環境保全対策

「あらし」 p.4

工事中の主な環境保全対策（３）

項目	主な内容
温室効果 ガス	・建設機械や工事用車両による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等を十分に検討します。
交通 (安全)	・実施区域の出入口付近には、必要に応じて交通整理員を配置し、交通安全の確保に努めます。 ・実施区域周辺の主要箇所にて工事の予告看板を設け、周辺自治会への周知等の配慮を図ります。 ・工事用車両の運行は平準化を図ります。また、朝・夕の時間帯には、児童・生徒の登下校の安全を確保するため、工事用車両の走行台数及び走行ルート等に配慮します。

11

環境保全対策

「あらし」 p.4

供用時の主な環境保全対策（１）

項目	主な内容
大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器、乾式有害ガス除去装置、無触媒または触媒脱硝装置を設けます。また、ダイオキシン類発生抑止のため、炉内の温度が850 以上の状態で、排ガス滞留時間が2秒以上となるように設定します。また、ろ過式集じん器前段に活性炭吹込装置を設けるなどのダイオキシン類対策を講じます。 ・排ガスの基準は、ばいじんやダイオキシン類等について、「大気汚染防止法」等の関係法令等に基づく規制値よりも厳しい自主規制値を設定します。
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・送風機、空気圧縮機等の騒音・振動発生機器は、低騒音・低振動の機器を採用するとともに、騒音・振動の著しい機器は伝播の減少を図る等の適切な対策を行います。 ・防音を考慮した外壁使用や開口部の計画を行います。
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピット内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにします。また、ごみピット内の空気をごみ燃焼用として強制的に炉内へ送り、高温で熱分解して臭気を取り除きます。 ・プラットホームの出入口にはエアカーテンを設けるとともに、工場棟は開口部を少なくし、できる限り密閉化することにより、悪臭の外部への漏洩を防ぎます。

12

環境保全対策

「あらし」 p.4

供用時の主な環境保全対策（２）

項目	主な内容
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・計画施設から出るプラント系排水は、計画施設の排水処理施設で処理した後、可能な限り再利用を図ります。
植物・動物・生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に緑地を努めて確保し、周辺の植生との調和に配慮します。その際、外来種に留意した植栽内容とします。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和を図った施設整備を進めます。
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却主灰及び飛灰の全量を資源化します。
温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・計画施設の稼働により発生する余熱は、可能な限り有効利用します。

13

供用時の主な環境保全対策（3）自主規制値の設定

- 施設の稼働に伴い発生する「排ガス」「臭気」について、基本構想で設定した計画目標値及び近年建設された類似施設のデータを参考とし、環境保全と経済性のバランスを考慮して、自主規制値を設定しました。

自主規制値は、施設の運転を停止して原因を調査するために設定した基準値です。

項目	自主規制値	大気汚染防止法等（国）	生活環境の保全等に関する条例（県）
排ガス 濃度の基準	ばいじん	0.01 g/m ³ 以下	0.04 g/m ³ 以下
	硫酸化物	50 ppm以下	828 ppm以下(1 K値11.5)
	塩化水素	30 ppm以下	430 ppm以下
	窒素酸化物	50 ppm以下	250 ppm以下
	ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/m ³ 以下	0.1 ng-TEQ/m ³ 以下
	水銀	-	0.03 mg/m ³ 以下
	カドミウム	-	-
	鉛	-	0.5 mg/m ³ 以下
	一酸化炭素(4時間平均)	30 ppm以下	100 ppm以下
			10mg/m ³ 以下

1. K値は規制式に用いる値で煙突有効高さ60m、排ガスを5万m³/hと仮定した場合の試算値。
2. 条例に定める式で排ガスを5万m³/hと仮定した場合の試算値。

臭気の基準

自主規制値	悪臭防止法（国）
臭気指数10以下	臭気指数15以下

1.大気汚染

実施区域周辺の一般環境大気測定局(3か所)では、海老名市役所測定局の浮遊粒子状物質の短期的評価、光化学オキシダントは各測定局で非達成となっていますが、その他は環境基準を達成しています。自動車排出ガス測定局(3か所)では、厚木市金田神社測定局の微小粒子状物質が短期基準で非達成となっています。ダイオキシン類測定(6か所)では全て環境基準を達成しています。

2.水質汚濁

実施区域周辺では相模川等の14か所で水質の測定が行われており、生活環境項目では、相模川(相模大橋)以外の全ての地点での大腸菌群数及び貫抜川の水素イオン濃度は環境基準を満たしていませんが、その他の項目、その他の類型が指定されている水域における全ての項目で環境基準を達成しています。

健康項目については、全ての地点において全項目について環境基準を達成しています。

3.土壌汚染

実施区域周辺では海老名市内と座間市内の4か所でダイオキシン類の測定が行われており、全ての地点で環境基準を下回っています。

4.騒音

実施区域周辺では厚木市内の3か所で騒音の測定が行われており、一般国道246号は夜間、一般国道129号は昼間、夜間共に環境基準を上回っていますが、その他の地点、時間帯では環境基準を下回っています。

5.振動、悪臭

実施区域周辺では、振動、悪臭の調査は実施されていません。(なお、振動の主要な発生源としては、自動車の走行が挙げられます。悪臭については大きな発生源はありません。)

16

6.植物・動物(生育・生息情報のある主な重要な種等)

植物：相模川の河辺植生、タヌキモ類、キキョウ、コウホネ類 等

哺乳類：キツネ、ツキノワグマ

鳥類：ササゴイ、チュウサギ、オシドリ 等

爬虫類：イシガメ、トカゲ、シマヘビ 等

両生類：イモリ、アズマヒキガエル、ニホンアカガエル 等

昆虫類：キイトトンボ、クロイトトンボ、オオイトトンボ 等

魚類：ヤマメ、ウグイ、アブラハヤ 等

7.レクリエーション資源

実施区域周辺には、公園等として「ぼうさいの丘公園」「県立相模三川公園」、名所として「相模川」「烏山藩厚木役所跡」などがあります。

17

環境影響評価

-2 環境影響評価の項目

「あらし」 p.6

区分 環境影響要因の区分 評価項目	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
	造成工事等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	土地又は工作物の存在	施設の稼働	関係車両の走行
大気汚染						
水質汚濁						
土壌汚染						
騒音・低周波音						
振動						
地盤沈下						
悪臭						
廃棄物・発生土						
電波障害						
日照障害						
気象						
水象						
地象						
植物・動物・生態系						
文化財						
景観						
レクリエーション資源						
温室効果ガス						
地域分断						
安全						

注) : 評価項目として選定する項目

空白: 影響が軽微であるか又は影響がないため評価項目として選定しなかった項目

18

環境影響評価 (-3調査の手法)

「あらし」 p.7

1.大気汚染

項目	手法	時期等
大気汚染の発生源等	既存文献調査	適宜
環境大気(二酸化窒素等)、 道路沿道大気(浮遊粒子状物質等)、 地上気象(風向、風速等)、 上層気象(風向、風速等)	現地調査による試料の 採集、分析等	4回 (春、夏、秋、冬) 実施区域の地上気象 は1年間連続



19

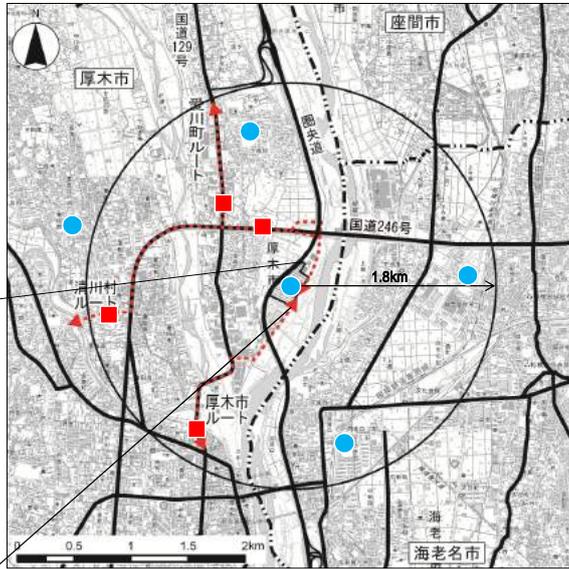
1.大気汚染

凡例

環境大気・地上気象調査地点
上層気象は実施区域のみ

沿道大気調査地点

←-▶ 主な走行ルート



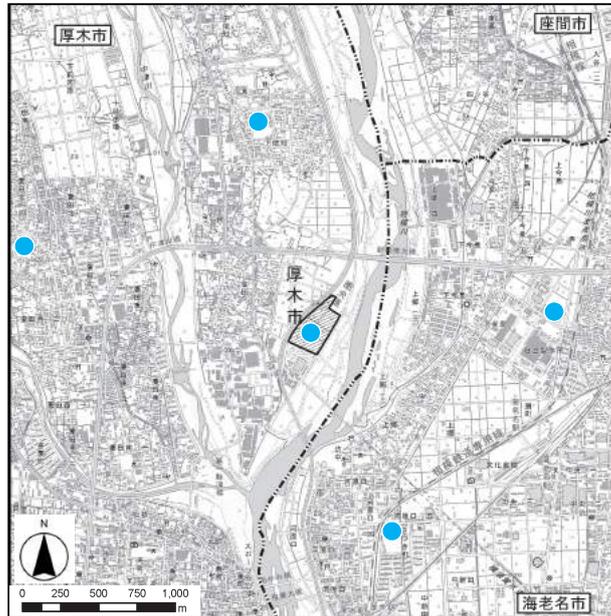
2.水質汚濁

項目	手法	時期等
水質汚濁の発生源等	既存文献調査	適宜
浮遊物質量、水素イオン濃度	現地調査による試料の採取、分析等	2回(降雨時)
土粒子の性状	採取した懸濁液の浮遊物質量濃度を、経過時間ごとに測定	1回



3. 土壌汚染

凡例
土壌汚染の調査地点



24

4. 騒音・低周波音、5. 振動

項目	手法	時期等
騒音、振動の発生源等	既存文献調査、現地調査	適宜
環境騒音、道路交通騒音、低周波音、地表面の状況	現地調査 (騒音計等による計測)等	1回
環境振動、道路交通振動、地盤の状況	現地調査 (振動計等による計測)等	1回

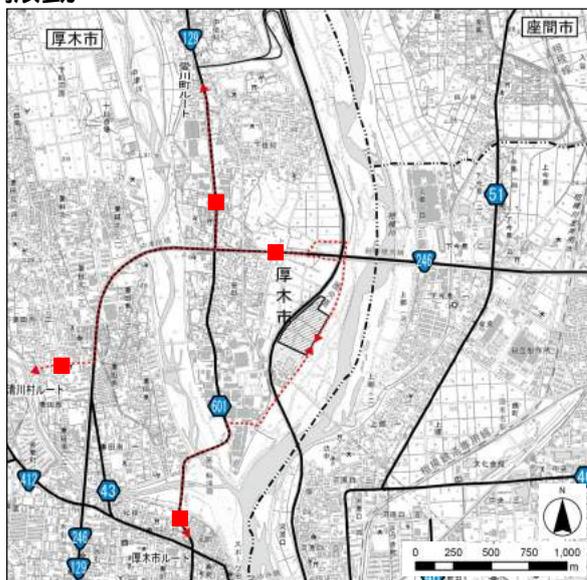
25

4.騒音・低周波音、5.振動

凡例

調査地点
（道路交通騒音・振動）

←→ 主な走行ルート



28

6.地盤沈下、11.水象（地下水）

項目	手法	時期等
土地利用・地盤沈下の状況等	既存文献調査	適宜
水象の状況 (地下水位)	現地調査 (自動水位計による連続観測)	1年間
地質の状況	現地調査 (ボーリング調査：標準貫入試験、現場透水試験、室内土質試験)	1回

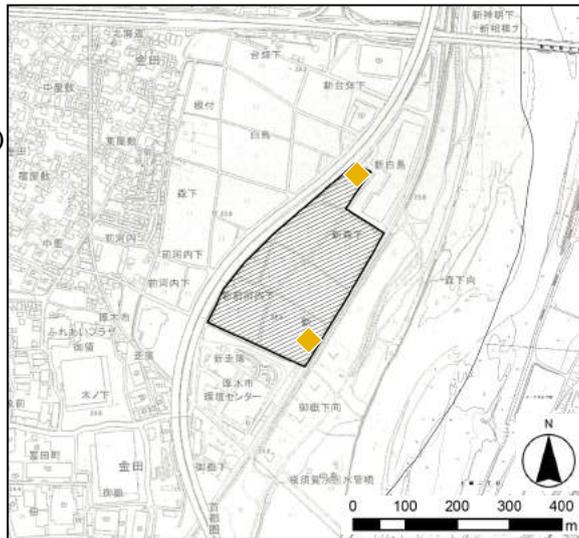


29

6.地盤沈下、11.水象（地下水）

凡例

地盤沈下調査地点
（地下水位、ボーリング調査）



30

7.悪臭

項目	手法	時期等
悪臭の発生源等	既存文献調査	適宜
特定悪臭物質、 臭気指数	現地調査による試料の採取、分析等	2回 (夏季：6月、8月)

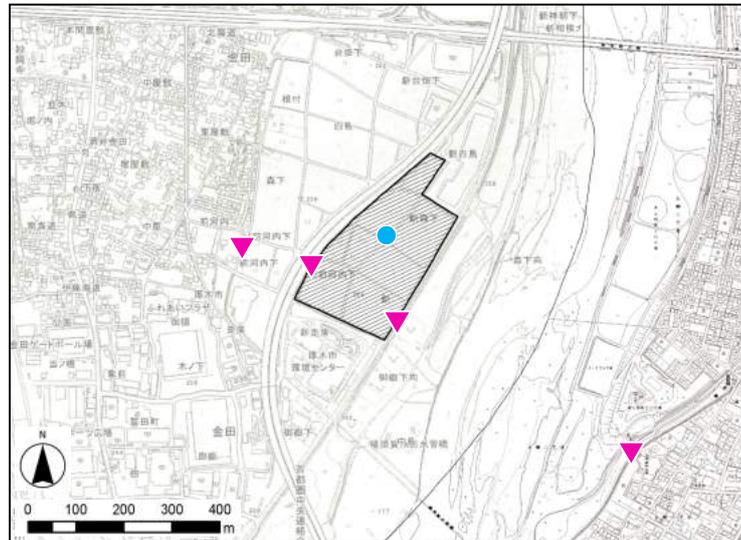


31

7.悪臭

凡例

悪臭調査地点
気象調査地点



敷地境界の2地点は、風向を考慮して適切に配置

8.廃棄物・発生土

項目	手法	時期等
廃棄物の中間処理・リサイクル・最終処分状況	既存文献調査	適宜

9.電波障害

項目	手法	時期等
テレビジョン放送の受信状況	既存文献調査	適宜
テレビジョン放送電波の状況	現地調査による受信状況の確認	1回

10.日照障害

項目	手法	時期等
土地利用・地形及び工作物の状況	既存文献調査	適宜

環境影響評価（ -3調査の手法）

「あらし」 p.8

12.植物

項目	手法	時期等
植物相	現地調査(目視観察等)	4回(早春季、春季、夏季、秋季)
植生	現地調査(植生図作成等)	4回(早春季、春季、夏季、秋季)
生育環境等との関わり	既存文献調査	適宜
緑の量	既存文献調査、現地調査等	植物相・植生と同様の時期



34

環境影響評価（ -3調査の手法）

「あらし」 p.8

13.動物（哺乳類）

調査方法

《哺乳類》

- ・直接観察法
- ・トラップ法
- ・任意確認



直接観察法



トラップ法（シャーマントラップ）



捕獲個体例

35

13.動物（鳥類）

調査方法

《鳥類》

- ・ルートセンサス法
- ・定点センサス法
- ・任意観察法



ルートセンサス法



定点センサス法

36

13.動物（爬虫類、両生類、昆虫類）

調査方法

《爬虫類、両生類》

直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴き声調査

《昆虫類》

直接観察法、ビーティング法、スウィーピング法、
ライトトラップ法、ベイトトラップ法



直接観察法（両生類）



ライトトラップ法（昆虫類）

37

14.水生生物

調査方法
《魚類》 直接観察法、捕獲による方法
《ベントス（底生動物）》 任意採集法



13.動物、14.水生生物

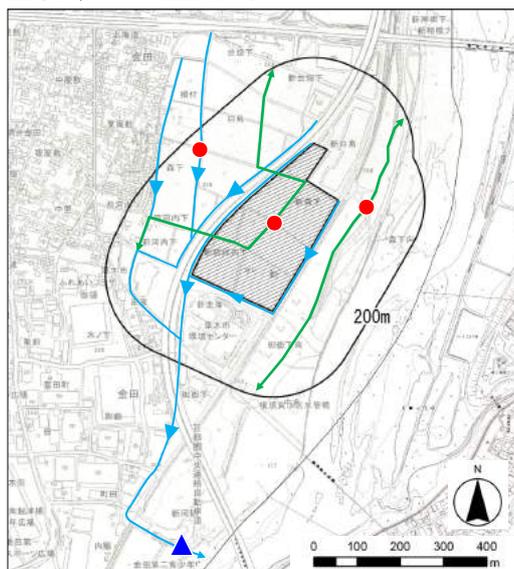
項目	時期等
哺乳類	4回(春季、夏季、秋季、冬季)
鳥類	5回(春季、初夏、夏季、秋季、冬季)
爬虫類	3回(初夏、夏季、秋季)
両生類	4回(早春季、春季、夏季、秋季)
昆虫類	5回(早春季、春季、初夏、夏季、秋季)
魚類	2回(春季、秋季)
ベントス（底生動物）	2回(早春季、夏季)
生息環境等との関わり	適宜

15.生態系

項目	手法	時期等
地域を特徴づける生態系	既存文献調査、現地調査等による情報収集、整理及び解析 （「動物」及び「植物」の調査結果を適宜活用）	動物、植物と同様の時期

12.植物、13.動物、14.水生生物、15.生態系

- 植物・動物・生態系調査範囲
- 動物調査地点
(哺乳類トラップ、鳥類定点センサス、昆虫類トラップ)
- ↔ 動物調査地点(鳥類ルートセンサスのルート)
- ▲ 水生生物調査地点
- 放流水路



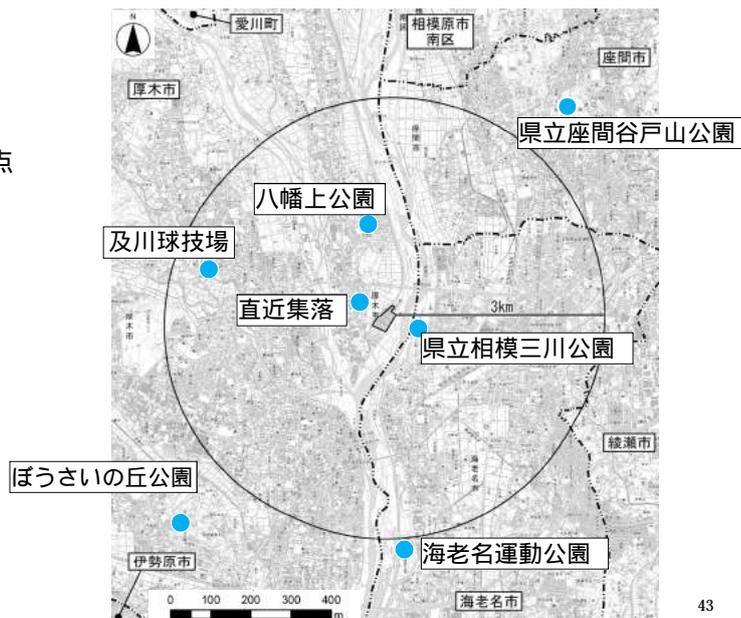
16.景観

項目	手法	時期等
主要な眺望点の状況、 景観資源の状況	既存文献調査、現地調査等による 情報収集、整理及び解析	適宜
主要な眺望景観の状況	現地調査 (主要な眺望点からの写真撮影)	2回 (着葉期、落葉期)



16.景観

凡例
景観の調査地点



環境影響評価（ -3調査の手法）

「あらし」 p.8

17.レクリエーション資源

項目	手法	時期等
触れ合い活動の場の分布、利用状況及びアクセス状況、騒音・振動、交通量の状況	既存文献調査、現地踏査等による情報の収集、整理及び解析	2回 (平日、休日)

18.温室効果ガス

項目	手法	時期等
エネルギー資源の状況	既存文献調査	適宜

44

環境影響評価（ -3調査の手法）

「あらし」 p.8

19.安全(危険物等)

項目	手法	時期等
災害予防、災害拡大防止	既存文献調査	適宜

20.安全(交通)

項目	手法	時期等
道路等、交通量、通学路等、交通安全施設、交通安全対策等	既存文献調査、 現地調査(交通量調査等)	適宜

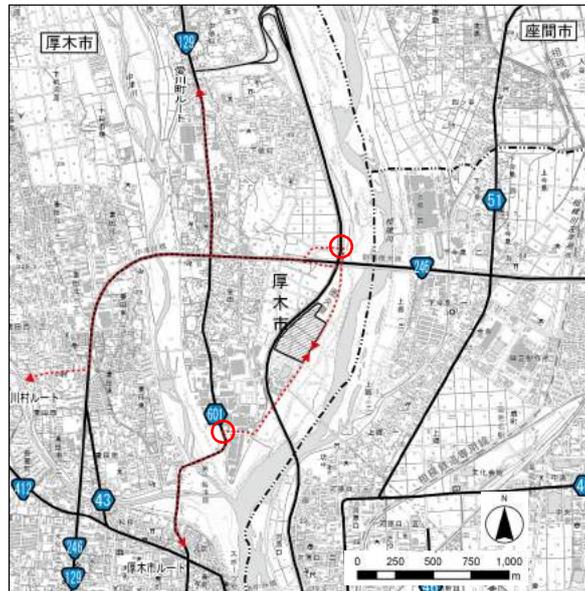


45

20.安全(交通)

凡例

安全(交通)の調査地点
(交通量調査)



予測及び評価の手法

調査結果等を踏まえて、各項目の環境影響について、事例の引用又は数値シミュレーション等により予測を行うとともに、環境保全計画を踏まえ、事業の実施による影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。

実施計画書の縦覧及び環境の保全上の見地からの実施計画意見書の提出について

「あらし」 p.11

実施計画書の縦覧期間等

- ・縦覧期間：平成28年11月22日（火）～12月21日（水）
- ・縦覧日等：縦覧場所によりご覧いただける曜日や時間が異なります。

実施計画書の全文はこちらのURLにてご覧いただけます。

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/sonota/d036503.html>

厚木市環境アセスメント 検索

環境の保全上の見地からの実施計画意見書の提出

- ・提出期限：平成28年12月21日（水）必着
- ・提出方法：縦覧場所に備え付けの意見書用紙にご記入の上、お問合せ先にある「厚木市まちづくり計画部都市計画課」まで郵送又は持参してください。電子メールやFAXでの受付はしておりません。

48

ご清聴ありがとうございました。

厚木市

49